

## 平成江戸川版現代語訳「国立公園法解説」(下)

中島 慶二

江戸川大学教授／国立公園研究所長

### 3 平成江戸川版現代語訳「国立公園法解説」(下)

#### 第二編 各論

前号(第一編及び第二編第七章までを収録)から続き

#### 第八章 特別地域の公用制限

第八条 主務大臣ハ国立公園ノ風致維持ノ為国立公園計画ニ基キ其ノ区域内ニ特別地域ヲ指定スルコトヲ得  
特別地域内ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スル行為ヲ為サントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ許可  
ヲ要セズト規定シタルトキハ此ノ限リニ在ラズ

- 一 工作物ノ新築、改築又ハ増築
- 二 水面ノ埋立又ハ干拓
- 三 鉱物ノ試掘若ハ採掘、砂鉱ノ採取又ハ土石ノ採掘
- 四 木竹ノ伐採
- 五 広告物、看板其ノ他之ニ関スル物件ノ設置

特別地域内ノ山林ニ対シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地租其ノ他ノ公課ヲ免除スルコトヲ得

国立公園はその本質上、その区域内に国有地のほか、公有地又は私有地を包含する必要がある場合があることは、先に説明した通りである。そして、その公有地又は私有地を国立公園の公用または公共用に提供させるためには、国家が貸借寄託又は寄付など、民法上の権利設定によってこれを占有しなければならない。そうでない場合には、その公有地又は私有地は、直接国立公園の公用または公共用に提供させることができない。このような場合には、その土地の占有権は私人の手にあって、一般に私人がその土地を自己の利用に供することができるが、ただ同時に国立公園の目的のために必要であるため、法律によってその所有権の行使を制限して、これに一定の公法上の物上負担を課す必要がある。この必要性は、土地だけでなく、国立公園内に存在する国有ではない物件の上にも存在する。

このように公共施設たる国立公園の必要性から所有権そのほかの財産権に加えられる公法上の制限は、行政法上のいわゆる公用制限の一種である。すなわち法第八条は法第九条及び法第十一条とともに国立公園の公用制限を規定したものであって、法第八条の規定は不作為負担、法第九条の規定は不作為負担と作為負担、法第十一条の規定は使用負担に属する。不作為負担の公用制限はもっとも警察制限に近いもので、その内容においては全くこれと区別することができない。ただその目的の違いによってのみ両者を区別することができる。

そして法第八条の制限は風致維持のために行う制限つまり一種の公園保護のためにおこなう制限であり、法第九条は広く保護利用のためにおこなう制限であるから、法第八条の制限は法第九条の制限の特別な態様だということができる。両者があいまってその運用を的確に行えば、国立公園の保護または利用にかかる統制の効果をいかに発揮することができるのである。この点に関して本法と似た建前で公用制限を規定している立法例は、史蹟名勝天然記念物保存法第三条、第四条、森林法第二十六条、第二十七条及び都市計画法施行令第十一条、第十三条等に見ることができる。

註 史蹟名勝天然記念物保存法

第三条 史蹟名勝天然記念物ニ関シ其ノ現状ヲ変更シ又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ホスヘキ行為ヲ為サムトスルトキハ  
地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第四条 内務大臣ハ史蹟名勝天然記念物ノ保存ニ関シ地域ヲ定メテ一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設  
ヲ命スルコトヲ得

## 森林法

第二十六条 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレバ木竹ノ伐採、傷害、開墾又ハ土石、切芝、樹根、草根、埋木ノ採取若ハ採掘ヲ為シ又ハ家畜ヲ放牧スルコトヲ得ス

第二十七条 主務大臣ハ保安林ノ所有者ニ対シ前条ノ外其ノ使用収益ヲ制限若ハ禁止シ又ハ施業若ハ保護ノ方法ヲ指定スルコトヲ得

### 都市計画法施行令

第十一条 都市計画法第十六条第一項ノ土地ノ境域内ニ於テ工作物ヲ新築、改築、増築若ハ除却シ、土地ノ形質ヲ変更シ又ハ地方長官ノ指定シタル竹木土石ノ類ヲ採取セムトスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セズト規定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三条 風致維持ノ為指定スル地区内ニ於ケル工作物ノ新築、改築、増築、若ハ除却、土地ノ形質ノ変更、竹木土石ノ類ノ採取其ノ他風致維持ニ影響ヲ及ホス虞アル行為ハ地方長官内務大臣ノ認可ヲ受ケ命令ヲ以テ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

## 第一節 特別地域の意義

国立公園は自然の大風景を保護開発して国民に供用するために設定されるものである。その風致の維持は国立公園統制の核心というべきものである。しかしながら公園の全区域にわたって風致上の厳重な制限を課すことは、産業振興に及ぼす影響が小さくないことを配慮し、特に維持しなければならない重要な地域の風致についてのみその地域を画して特別地域とし、厳重な統制下におくという意味である。すなわち、国立公園の風致維持上普遍的共通的に重要視する必要があると認められる法第八条第二項第一号ないし第五号のような行為は、原則として許可を受けるべきとし、そのほかの行為については法第九条に基づいて必要な場合にのみ公用制限の発動を行うにとどめた。また、特別地域に指定されていない地域いわゆる普通地域は、風致維持上比較的ゆるやかな統制で十分であるから、この地域に対しては特別地域のような法律上当然に一定の行為を要許可行為とはせず、国立公園の保護利用上必要な場合に限り一定の行為に対して法第九条のような必要な公用制限を課すことができるのみとした。要は特別地域における要許可行為の制度とあいまって規制の強弱をコントロールし、もって国立公園全体の風致維持に万全を期するのである。

特別地域は国立公園の中核をなす優秀な風景地域であって、とくにその風致維持を必要とする地域である。したがってその地域が国有地か公有地か、また、民有地であるか、その所有関係の如何を問わない。

特別地域は国立公園計画に基づいて主務大臣が指定することを要する。すなわち特別地域はまず公園計画において定めなければならない。そもそも特別地域をどの範囲とするかは、国立公園の風致維持上重要な問題であって、国立公園計画の重要な部分であるからである。そして特別地域の指定や変更は官報で告示するべきである。特別地域は特別厳重な公用制限を課す土地の範囲を示すものである以上、一定の方法で公示して広く国民に周知する必要があるからである。

## 第二節 特別地域の公用制限の内容

特別地域における公用制限は、法第八条第二項に掲げられた行為を行おうとするものは内務大臣の許可を受けなければならないということである。この公用制限は、いわゆる不作為負担で、財産権の行使の事由を制限して公用の目的をさまたげる行使の方法を禁止し、その権利者に不作為の義務を負わせたのである。法第八条第二項に列举された行為はいずれの国立公園においてもその風致維持上監視を要する一般共通の行為に含まれているので、許可の関門を設け、許可を受けなければこれらの行為を行うことができないこととし、風致維持上の監視を周到にしたのである。

また、その許可を受けるべきとしたのは、特別地域の重要性にかんがみて一応不作為の義務を課したのであって、必ずしもその行為を絶対拒否しようとするものではない。風致上支障がない限りは許可し、あるいは支障の程度によっては条件を付して許可することもあり得るのである。要するに一定の行為を許可すべきかどうかは風致維持上の支障の有無に関する主務大臣の裁量にまかされている。なお不当な処分に対しては法第十三条によって訴願を提起することができる。

さて、法第八条第二項に列举した一定の行為については、どのような小さいわずかな場合にあってでも許可にかからしめようとするれば、無駄に国民を苦しめ煩瑣になるので、同項の但し書きをもって風致維持上許可を受ける必要

のない軽微な行為については、命令によって許可を受ける必要がないことを規定することができることとした。すなわち、施行規則第十八条は法第八条第二項列挙の行為に該当する行為の中で、特定の行為を除外し不要許可としたのである。なお許可申請の手続きは施行規則第十七条に規定されている。特別地域において法第八条第二項の規定により許可を受ける必要がある行為と施行規則第十八条の規定により許可を受ける必要がない行為を挙げると左のとおりである。

#### 一 法第八条第二項の規定による要許可行為

##### 1 工作物の新築、改築又は増築

工作物とは人工的労作を加えてつくりだされる設備であって地上または地下に設置されるすべてのものをいう。各種建築物、各種建設物、水道、下水道、道路、鉄道、軌道、索道、専用自動車道、堰堤、運河、用水路、溝渠、隧道、溜池、貯水池、温泉並びに泉水の掘削等は皆いわゆる工作物である。また各種建築物の中には、運動場、飛行場、電信電話線、送電線、電柱、水車、風車、水槽、樋門、門、塀、燈籠、記念碑、墓標、炭竈、肥料溜、魚鳥獣類の捕獲施設等をも包含する。

##### 2 水面の埋め立て又は干拓

水面は公有か私有かを問わない。公有水面埋立法は国有の水面にのみ適用されるが、国立公園法の水面はひろく一般の水面をさす。埋め立てとは水面を埋没して陸地を造成することをいい、干拓とは排水して陸地を造成することをいう。

##### 3 鉱物の試掘若しくは採掘、砂鉱の採取又は土石の採掘

鉱物とは鉱業法第二条列記の鉱物にかぎらず、鉱物学上鉱物と称されるものをすべて含む。砂鉱とは砂鉱法第一条の砂鉱と同じである。鉱物の試掘とは鉱物の有無を採掘してその品質の良否や鉱業の適否を調査することを目的とする採掘行為である。つまり鉱物採掘の準備行為である。鉱物の採掘とは鉱物を掘採しての所有権を取得する行為である。土石の採掘とは土砂、砂礫、石材等の採掘を意味していることは言うまでもない。

##### 4 木竹の伐採

木竹とは樹木竹類の総称であるが、主として適用されるのは植林の目的となる木竹である。であるから花卉は含まない。草類花卉の群落等その他珍しい植物を保存しようとするときは第九条に基づいてその採取を禁止または制限する命令又は処分を発することでその目的を達成することができる。

##### 5 広告物、看板その他これに類する物件の設置

広告物や看板に該当するかどうかは社会通念に照らして判断される問題である。これに関する物件とは支柱、台等の付属物をいう。

#### 二 施行規則第十八条の規定による不要許可行為

##### 1 井溝、井堰、水樋、水車、風車、水槽等の新築、改築又は増築

##### 2 門、生垣、圍牆、園舎、禽舎等の新築、改築又は増築

##### 3 社寺境内地又は墓地における鳥居、燈籠、墓碑等の新築、改築又は増築

##### 4 炭竈、炭焼き小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料溜り等であって公道その他公衆の事由に出入りできる場所から20メートル以上の距離を有するものの新築、改築又は増築

##### 5 エリ、シビ、網納屋、漁具干場等の新築、改築又は増築

##### 6 工専用仮工作物(宿舍を除く)の新築、改築又は増築

##### 7 宅地内における土石の採掘

##### 8 地貌の変化を来たさない土石の採掘

##### 9 宅地内における木竹の伐採

##### 10 自家用のための木竹の択伐(塊状択伐を除く)

##### 11 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用栽培木竹の伐採

##### 12 枯損木竹又は危険木竹の伐採

##### 13 森林保育のための下刈り、つるきり又は間伐

##### 14 牧野改良のためのいばら、灌木等の除去

##### 15 軒下の広告物、看板その他これに類する物件の設置

##### 16 非常災害のため必要な応急処置

17 施業計画につきあらかじめ内務大臣の許可を受けたときはその施業計画に基づく行為

18 特別地域指定の際すでに着手していた行為

特別地域における要許可行為の許可に国立公園のため必要な条件を付することが可能かどうか。元来特別地域は国立公園の風致維持のため指定する以上、その区域内の一定の行為の許可に対し、風致維持そのほか国立公園計画に必要な条件を付することができるのは、行政処分の性質上当然のことと解すべきである。そのため本法は特に条件を付することができるとの規定を置かなかつたのである。また法第十条及び第十五条の規定はその趣旨を前提としている。

また国家機関たる行政庁が要許可行為を行おうとするときは内務大臣に協議を行った後でなければこれをすることができないことは、施行令第十六条で定めているところである。これは行政庁の地位に顧み許可に代わって協議をもってかえているにすぎずこのことにより国立公園の統制上万全を期することができるのである。

またこの場合に一言付け加える必要があるのは、国立公園の特別地域の国立公園事業に基づく行為は、法第八条第二項に掲げる行為に該当する場合であっても、同条の許可をうける必要が無いことである。国立公園事業は国立公園の保護利用に関する施設の計画に基づく事業であつてその計画や事業は保護利用の全般にわたつて慎重に検討し決定したものである。監督統制を加える必要がある場合は認可を受けさせて管理上万全を期している。したがつて、国立公園事業に基づく行為は、特別地域における風致維持を図る必要によって定められた公用制限のもとにこれを制限する必要が無いのである。

最後に、特別地域の公用制限の強制について述べる。公用制限の義務者が制限を守らない場合にあっては、公法上の強制手段を科する。つまり、許可を受ける必要がある行為なのに許可をうけないで行つたもの又は許可に付された条件に違反したものに対しては法第十五条の規定による一定の刑罰を以てこれを強制するほか、その義務に違反して行つた違法施設に対しては法第十条による除却を命ずることができる。なお、許可に付された条件が作為負担である場合には行政代執行法第五条が規定する代執行の手段に従つて、その履行を強制することができるのである。

註 行政代執行法第五条 当該行政官庁ハ法令又ハ法令ニ基キテ為ス処分ニ依リ命シタル行為又ハ不行為ヲ強制スル為左ノ処分ヲ為スコトヲ得

- 一 自ラ義務者ノ為スヘキ行為ヲ為シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ為サシメ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徴収スルコト
- 二 強制スヘキ行為ニシテ他人ノ為スコト能ハサルモノナルトキ又ハ不行為ヲ強制スヘキトキハ命令ノ規定ニ依リ二十五円以下ノ過料ニ処スルコト

前項ノ処分ハ予メ戒告スルニ非レバ之ヲ為スコトヲ得ス但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テ第一号ノ処分ヲ為スハ此ノ限ニ在ラス

行政官庁ハ第一号ノ処分ニ依リ行為又ハ不行為ヲ強制スルコト能ハスト認ムルトキ又ハ急迫ノ事情アル場合ニ非レバ直接強制ヲ為スコトヲ得ス

### 第三節 本法による許可処分と他の法令による許可処分との関係

国立公園法第八条第二項により許可を受けるべき行為と同一の行為について、さらに他の法令によって許可、免許又は認可をけるべきものとなっている場合、その行政処分の効力はあるかとの問題が生じる。

元来国立公園法は、その立法の趣旨において、他法の適用を排除しないこと、言い換えれば並行主義の原則の下に立案されたものであつて、一般法特別法の関係には立っていない。そもそも国立公園法その他の各法令は特別の規定が置かれぬ限り、それ自体独自の観点と立場を有するものと解すべきだからである。したがつて法第八条第二項列挙の行為に関してほかの法令による許可を受けていても、なお本法による許可を受けることが必要なのである。例えば公有水面埋め立てについて公有水面埋立法によって都道府県知事の免許を受けていても、また、電気工作物の建設について電気事業法によって通信大臣の許可を受けていても、それが国立公園の特別地域内で行われる場合は、別途国立公園法による内務大臣の許可を受けなければこれらの行為を行うことができないのである。したがつて実際問題としてはこのような場合には関係官庁相互に各自の処分の前に協議を行い、その処分が矛盾しないよう適切に行政上の措置をとることが行政の慣例である。今、国立公園法第八条第二項によって許可を受けるべき行為について、他の法律によって許可、免許又は認可を受けることを要するケースを想像し列挙すれば次のようなものである。

#### 1 工作物の新築、改築または増築

- イ 史蹟名勝天然紀念物保存法第三条。史蹟名勝天然紀念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼすべき行為

についての都道府県知事の許可

- ロ 道路法第二十八条。道路の占用についての管理者の許可
- ハ 河川法第十七条。河川における一定の工作物の新築、改築又は除却に関する地方行政庁の許可  
同法第十八条。河川の敷地もしくは流水の占用について地方行政庁の許可  
同法第十九条。河川の流水の方向、清潔、分量、幅員若しくは深淺又は敷地の現状等に影響を及ぼす恐れがある工事に関する地方行政庁の許可  
同法第四十二条。河川の占用もしくは使用にかんする管理者の許可
- ニ 軌道法第四条、第五条。軌道経営者の工事施行に関する鉄道大臣の認可
- ホ 瓦斯事業法第四条、第五条。ガス事業者の工事施行に関する商工大臣の許可
- ヘ 電気事業法第四条。電気事業者の工事施行に関する通信大臣の許可
- ト 水道条例第三条。水道敷設に関する内務大臣の認可
- チ 下水道法第二条。下水道敷設に関する内務大臣の認可
- 2 水面の埋め立て又は干拓
  - イ 公有水面埋立法第二条。公有水面埋め立てに関する都道府県知事の免許
  - ロ 耕地整理法第三条。耕地整理施行に関する都道府県知事の認可
- 3 鉱物の試掘もしくは採掘、砂鉱の採取又は土石の採掘
  - イ 鉱業法第四条、第二十一条。鉱物の試掘に関する鉱山監督局長の許可、採掘に関する商工大臣の許可
  - ロ 砂鉱法第八条。砂鉱の採取に関する商工大臣の許可
  - ハ 森林法第二十六条。保安林内の土石の採取に関する都道府県知事の許可
- 4 木竹の伐採
  - イ 森林法第二十六条。保安林内の木竹の伐採に関する都道府県知事の許可
  - ロ 史蹟名勝天然紀念物保存法第三条。史蹟名勝天然紀念物の現状変更又はその保存に影響を与える恐れがある行為に関する都道府県知事の許可

#### 第四節 特別地域の免租

国立公園の核心を為す風景は概ね山林をその要素としている。そして特別地域内の山林は普通地域内の山林と異なり、特に厳重な制限のもとに置かれ、山林の経済的な生命線である木竹の伐採は常に許可を受ける必要があり、一応伐採禁止の状態に置かれるのである。またたとえ許可されたときでも、風致維持上必要な条件を付けられ、本法第九条によって国立公園の保護利用上必要な制限禁止を命じられる運命を負わせられるなど、山林の唯一の利用方法である木竹の伐採は極めて不自由となり、山林所有者は特に重大な制限を加えられるものというべきである。これは森林法のいわゆる保安林の制限と似た制限を受ける運命を持つのである。したがってこのような特別地域内の山林に対しては、保安林と同様、地租その他の公課を免除することにするのは適切な処置というべきである。しかしながら保安林のように当然免租としなかったのは、地租法に、いわゆる山林は地目山林に属する土地を呼称する形式的意義をもち、事実上森林を形成していない場合も含まれていることから、その出願をもって個々の場合に山林の受ける制限の程度を評価し、保安林が受けている制限と同様の場合には免租とする法意である。なお免租に関しては別途勅令をもって規定することとしたのであるが、この勅令はまだ制定されていないが、明治32年勅令第374号「砂防法第十一条ノ地租其ノ他ノ公課減免ニ関スル件」とほぼ同様の趣旨によって免租申請の手続き、免租の期間、地租免除の山林に対してそのほかの公租を課することができないこと、などを規定すべきものである。

特別地域の免租に関連して、国立公園内の私有地の免租について付け加えると、国家が無償にて貸借又は寄託等民法上の権利を設定して私有地を国立公園の公用又は公共用に供する場合には、地租法第二条の定めるところにおいて免租される。また、都道府県市町村等において国立公園事業を經營する場合に、その事業の經營に必要なその所有地が、国立公園の公用又は公共用に供するものと決定するときもまた、免租されるのは地租法第2条の規定のとおりである。

註 地租法

第二条 左ニ掲グル土地ニハ地租ヲ課セズ但シ有料借地ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 国、府、県、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共団体ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地
- 二 府、県、市町村其他勅令ヲ以テ指定スル公共団体ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スルモノト決定シタル其ノ所

有地但シ其ノ決定ヲ為シタル日ヨリ1年内ニ公用又ハ公共ノ用ニ供セザルモノヲ除ク

- 三 府県社地、郷村社地、招魂社地
- 四 墳墓地
- 五 公衆用道路、鉄道用地、軌道用地、運河用地
- 六 用悪水路、溜池、堤塘、井溝
- 七 保安林

## 第九章 国立公園の保護利用の為にする公用制限

第九条 主務大臣ハ国立公園ノ保護又ハ利用ノ為必要アリト認ムルトキハ其ノ区域内ニ於テ一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ一定ノ行為ヲ禁止セラレ又ハ措置ヲ命ゼラレタルガ為損害ヲ被リタル私人ニ対シテハ通常生ズベキ損害ニ限り国庫之ヲ補償ス

勅命ノ定ムル所ニ依リ国庫ハ第一項ノ規定ニ依リ一定ノ行為ヲ著シク制限セラレタル為損害ヲ被リタル私人ニ対シ其ノ損害ヲ補償スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル補償金額ハ主務大臣之ヲ決定ス其ノ決定ニ対シテ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ズ

前条においては風致維持を図るため、特別地域制度による公用制限を規定したのであるが、さらに広く国立公園の全区域にわたって公園の保護利用を統制するため、本条においては必要な禁止、制限をおこない、または必要な措置を命じるなど広範な公用制限を規定した。この公用制限によって生じる一定の損害に対しては補償の道を開き、これに関する不服の救済の方法を規定した。

### 第一節 公用制限の目的と限界

#### 一 公用制限の目的

国立公園は自然の大風景地を保護開発して国民保健に供用することを目的とするために設定されるものであるから、その公園の保護利用に関する統制は国立公園の維持経営管理上きわめて重要なことである。

そして法第八条において国立公園の風致維持を図るため、特別地域制度による公用制限を規定したけれども、広く国立公園の保護と利用を十全に行おうとすれば、第八条だけでは十分ではない。第八条にいう風致維持は国立公園の保護の一部分にすぎない。国立公園の統制を万全なものにするには、さらに場合の必要に応じて一定の行為を禁止または制限しあるいは必要な措置を命じることができなければならない。すなわち法第九条の公用制限の目的は広く国立公園全般の保護と利用に関する統制に万全を期すためにあるのである。

#### 二 公用制限の限界

法第九条の公用制限はその限界の範囲内においては必要に応じていつでも発することができる。すなわち法第九条の公用制限は国立公園の保護または利用のため必要な場合に限り行われる。ここにいう保護と利用とは、すでに法第二条において説明したように、国立公園の保護とは風致維持、動植物そのほか自然物の保護等公園的資質を維持することを言い、国立公園の利用とは公園の公共性を発揮することをいうのである。風致維持、自然物保護等のほか公園保護のために、木竹の伐採、特殊な草本や花きの採取、放牧、狩猟、漁労、建築等の禁止や制限をおこない、又は建築物の修繕や撤去を命じるようなものは前者の公用制限に属し、公園利用者に対する利用上の制限や禁止、交通、宿泊その他公園利用に関し重要な関係にある各種営業の取り締まり上の制限や禁止、又は交通障害物の除去、危険防止の施設設置を命じるなどは後者の公用制限に属するものである。

また、法第九条の公用制限は国立公園の区域内において発せられる。国立公園の区域であれば特別地域か普通地域かを問わず広く国立公園の全地域で行うことができる。そのためむしろ普通地域において本条の公用制限の発動を必要とされる。つまり普通地域においては法第八条のような公用制限の規定がないので、その地域の風致維持その他ひろく保護と利用を図るためには、もっぱら法第九条の公用制限に頼るほかないからである。

### 第二節 公用制限の内容と形式

#### 一 公用制限の内容

本条の公用制限は、行為の禁止、制限、措置命令がその内容である。行為の禁止制限は前条の特別地域の公用制限と同じくいわゆる不作為負担の公用制限に属し、措置命令は権利者に積極的に作為の義務を負担させるいわゆる作為負担の公用制限である。

そして、ある行為が禁止なのか制限なのかは、補償に重大な関係を有するため、明瞭にしなければならない。制限を広義に解すれば、禁止も制限の一形態であるが、禁止と相対立して使用する場合は狭義に解すべきである。すなわち禁止は行為の絶対的な拒否であり、制限は行為の相対的拒否である。例えば家屋の建築について考えれば、家屋を建築してはならないとするのは禁止であるが、木造の家屋を建築してはならないとするのは、コンクリートの家屋の建築行為を拒否するものではないから、禁止ではなく制限というべきである。このように狭義の制限を分類すると次のようなものである。

#### イ 許可を受け又は届出を行わせる制限

一定の行為について許可を受け又は届出を行わせるのは、行為の自由を制限する顕著な一般的事例であって、公用制限の限界を超えない範囲においては必要に応じ頻繁に普遍的に行われるべきものである。施行規則第十九条及び第二十一条の届出制限のようなものはその一例である。すなわちこの2条の届出制限は特別地域において開墾その他土地の形質の変更、木竹の植栽又は家畜の放牧を行おうとするもの、もしくは普通地域において工作物の新築、改築又は増築、水面の埋め立て又は干拓、鉱物の試掘若しくは採掘、砂鉱の採取又は土石の採掘、木竹の伐採、広告物看板その他これに類するものの設置を行おうとするものは、あらかじめ届出をしなければならないとする公用制限を規定したものであって、主務大臣はこの届出によって当該行為が国立公園の風致維持上特に支障があるかどうかを検討することができ、必要があればさらに法第九条の公用制限命令を発することを可能にする。そしてこの届出の制限規定に違反して、届出を行わずに行為を行ったものは、法第九条第一項の命令に違反しているので、法第十五条の刑罰を科せられるのは当然である。なお、法第十六条は、この届出をしなければならない行為を行政庁が行おうとするときには、あらかじめ内務大臣に通知することを要すると定めている。これは単に行政庁の地位を考え届出を通知と言い換えたに過ぎない。

#### ロ 時に関する制限

例えばある行為を一定の期間に限り許すというようなものである。

#### ハ 場所に関する制限

例えばある行為を一定の場所に限り許すというようなものである。

#### ニ 手段方法に関する制限

例えば施業方法の制限のように、一定の手段又は方法に関して行う場合にのみ許すというようなものである。

#### ホ 態様に関する制限

例えばある大きさ、高さ、又は面積のものに限り許すというようなものである。

次にいわゆる措置命令とは消極的にあることをしてはならないとする不作為の命令ではなく、積極的にあることをしなくてはならないという場合つまり作為の義務を課する場合である。そして措置とは施設よりも広義でありいわゆる処置をも含む。

## 二 公用制限の形式

本条の公用制限の形式は、行為の禁止制限と措置命令とによって異なる。行為の禁止制限は一般的制限として法規命令をもって行われることもあれば、個々の場合の具体的制限として行政処分をもって行われることもある。必要な措置の命令は常に個々の場合に即して行政処分をもって行われるものであって、法規命令としての命令の性質を持たない。どのような措置が必要であるかについては個々の場合には具体的事件について決定される問題であって一般的抽象的には決めることができないからである。

本条に基づく国立公園の保護又は利用の為におこなう公用制限の命令又は処分の違反に関しては、法第十条の規定による原状回復命令のほか、法第十五条の規定による一定の刑罰をもって制裁されることは後で述べるところである。またその命令または処分が要求する状態の具体的実現を必要とする場合は、必要に応じて行政執行法第五条に規定する手段によってこれを強制する方法がある。

註 行政手続法

第五条 当該行政官庁ハ法令又ハ法令ニ基キテ為ス処分ニ依リ命シタル行為又ハ不行為ヲ強制スル為左ノ処分ヲ為スコトヲ得

- 一 自ラ義務者ノ為スヘキ行為ヲ為シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ為サシメ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徴取スルコト
  - 二 強制スヘキ行為ニシテ他人ノ為スコト能ハサルモノナルトキ又ハ不行為ヲ強制スヘキトキハ命令ノ規定ニ依リ二十五圓以下ノ過料ニ処スルコト
- 前項ノ処分ハ予メ戒告スルニ非レハ之ヲ為スコトヲ得ス但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テ第一號ノ処分ヲ為スハ此ノ限ニ在ラス
- 行政官庁ハ第一項ノ処分ニ依リ行為又ハ不行為ヲ強制スルコト能ハスト認ムルトキ又ハ急迫ノ事情アル場合ニ非レハ直接強制ヲ為スコトヲ得ス

### 第三節 公用制限による損害補償

#### 一 補償をなすべき場合

法第九条第二項及び第三項には、公用制限によって被る損害に対し国庫の補償を行うべき場合を規定している。つまり、行為の禁止又は行為の著しい制限を命じた場合と、措置を命じた場合である。これらの場合において、前者にあつては消極的損害を発生させ、後者にあつては積極的損害を発生させることとなる。たとえ国立公園の保護利用のための制限が国家公益のために行われるものとはいえ、私人の犠牲を伴って制限を加えることとするのは、私益制限が国家社会に及ぼす影響を考えたとき、妥当性を欠くものといわなければならない。そのため、本法では行為を禁止され又は措置を命じられたために損害を被った私人に対して補償しなければならないと定めるとともに、禁止と同等の効果を生じるような制限のため損害を被った私人に対しても、勅令の定めるところにより補償することができるという制度を設けたのである。ただしその補償すべき場合は勅令で定める特定の場合に限定されている。著しい制限のため損害を被ったすべての場合に補償するのではなく、勅令で定める特定の著しい制限のために損害を被った場合に限定するという趣旨である。この勅令は補償予算の成立をまって制定されることとなっている。

公益保護のため、本法と似た公用制限を定めた法規に、史蹟名勝天然記念物保存法、森林法の保安林に関する規定及び都市計画法施行令の風致地区に関する規定がある。これらの法規において補償に関する規定はそれぞれ異なっている。史蹟名勝天然記念物保存法にあつてはひろく禁止制限又は措置命令による損害を補償し、森林法の保安林にあつては禁止による損害の場合にのみを補償し、都市計画法の風致地区の場合はどのような場合にも補償しない建前になっている。これに対して国立公園法は禁止及び措置命令による損害のほか、著しい制限による損害も補償できることとした。このように補償の範囲についてそれぞれ異なる規定が設けられているのは、各法が異なる立法理由を有しているからではなく、むしろ各法規の制定当時における国家対私人の権利に関する立法思想を反映したものであろう。国立公園法の規定はこの点に関してもっともよく現代の法律思想に一致し、中庸で適正なものである。

#### 註 史蹟名勝天然記念物保存法

第四条 内務大臣ハ史蹟名勝天然記念物ノ保存ニ関シ地域ヲ定メテ一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令若ハ処分又ハ第二条ノ規定ニ依ル行為ノ為損害ヲ被リタル私人ニ対シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

#### 森林法

第二十八条 木竹ノ伐採ヲ禁止セラレタル保安林ノ所有者又ハ立木竹ノ所有者ハコレニ因リテ生ジタル直接ノ損害ニ限り其ノ補償ヲを求ムルコトヲ得(以下省略)

#### 二 補償の性質と範囲

本条の補償は法律上損失補償の性質を有するものであつて、損害賠償ではない。その損害は適法行為に基づくものであつて不法行為に起因するものではないからである。

法第九条第一項の規定により一定の行為を禁止し又は必要な措置を命じる場合における損失補償の範囲は通常生ずべき損失に限られる。通常生ずべき損失とは、予想できる損失であつて社会通念上普通に生ずるはずの損失の意味であり、命じられた制限と生じた損失との間に相当因果関係が存在する損失でなければならない。したがって通常生ずべき損失は現に生じた損害よりも狭義であつて、通常の事情によって生じるはずの損失であり、また、得ら



れたであろう損失を含まない。次に法第九条第一項の規定により一定の行為を著しく制限した場合の損失補償の範囲はその補償を行うべき場合とともに勅令の規定に委任した。これは、補償の範囲は通常生じるはずの損失の一部に限るという趣旨である。以上のように、禁止または措置命令の場合と著しい制限の場合との間に、補償を行うべき場合並びに補償の範囲について法律上の区別を設けたのは、前者にあつてはその場合が明瞭であるのに対し、後者にあつては個々の具体的制限が著しい制限に該当するのかどうかについてわかりにくいからであり、勅令をもってその補償の範囲を限定する方法をとったのである。

### 三 補償を受けるべき者

補償を受ける権利を有する者は、損害を被った私人である。私人には当然私法人を含む。それに対し公共団体については補償を行わない。公共団体は存立目的において私人とは全く異なり国家公益の観点から制限を受けることがあつてもこれを受忍するのは当然だからである。この点については本条の補償と法第十一条の補償とは異なっている。

### 四 補償金額決定及びその不服についての救済

補償金額の決定は主務大臣の権限である。そして主務大臣が調査決定した補償金額に不服があるものはその通知を受けた日から三か月以内に通常裁判所に出訴することができる。もともと補償金額の決定は行政処分であるので、理屈としては不服の救済はその性質上行政救済の方法によるべきであるが、一方では金銭についての争いは私的経済関係の争いでもあるので、民事事件として通常裁判所に担当させる方が事実上即し公平と考えられる。そのためこれまでの多くの立法例に従って補償金額に関する紛争は通常裁判所の管轄に属すこととしたのである。

## 第十章 原状回復命令

第十条 主務大臣ハ第八条第二項ノ規定、同条同項ノ許可ニ付シタル条件又ハ前条第一項ノ命令若ハ処分ニ違反シタル者ニ対シ原状回復ヲ命ズルコトヲ得

国立公園の風致維持及び保護利用上の統制の徹底を図ろうとするとき、統制に関する公用制限の義務者がその義務を履行しないときにこれを強制する手段がなければならない。本法第八条第二項の許可を受けるべき行為を、許可を受けずに行った者、もしくは許可に付された条件を守らなかった者または第九条第一項の規定による禁止制限等の命令又は処分に違反した者すなわち不作為負担の違反者に対しては、罰則が定める一定の刑罰のほか、公園の風致維持または保護利用のため、違反行為を行う前の原状に回復することが必要でありかつ可能であるときは、その義務に違反して行った違法施設に対してはその除却を命じることによって違反者に現状を回復させなければならない。本条はこの原状回復命令を規定したものである。

原状回復命令とは、行為前の原状を回復すべき作為義務を命じることの意味している。例えば特別地域内において許可を受けずに工作物を新築した場合、その建築前の原状に復帰させるために工作物の撤去を命じることにはこれにあたる。

本条の規定による原状回復は主務大臣の命令が必要であるが、この命令に従わない者に対しては、主務大臣は行政代執行法第五条の規定に定める代執行の手段によってその履行を強制することができる

## 第十一章 実地調査のためにする公用制限

第十一条 国立公園ニ関シ実地調査ノ為必要アルトキハ地方長官ノ許可ヲ得テ他人ノ土地ニ立入り、目標ヲ設置シ又ハ障害物ヲ除去スルコトヲ得但シ行政官庁ニ於テハ地方長官ニ通知シテ之ヲ行フコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ予メ其ノ旨ヲ土地ノ所有者及占有者ニ通知スベシ

第一項ノ場合ニ於テ通常生ズベキ損害ハ同項但書ノ場合ヲ除クノ外其ノ行為ヲ為シタル者之ヲ補償スベシ

前項ノ規定ニ依ル補償金額ニ付協議調ハズ又ハ協議ヲ為スコト能ハザルトキハ許可ヲ為シタル地方長官之ヲ裁定ス其ノ裁定ニ対シテ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ズ

第一項但書ノ場合ニ於テ通常生ズベキ損害ハ国庫之ヲ補償ス

第九条第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

本条は国立公園の実地調査のために必要があるときは、他人の土地に立ち入ることを認めるほか、標識の設置、

障害物の除去等をおこなうことを可能にした規定である。この規定によって国立公園の統制管理を行う国家または国立公園事業を営む公共団体又は個人が、その事業のために私人の所有に属する土地物件を使用する権利をもち私人はこれを受忍する義務を負う。私人の権利は国立公園という公共施設の便益のために公法上の制限を受けることになるため、本条の内容は公用制限の一種といえる。これは使用負担の公用制限である。そしてこれらは行為者の利益のために認められたのであるから、損害を被ったものに対して補償をすべきことを認めるとともに、その救済方法に関する規定を設け、私権の保護に万全を期すこととしたのである。

### 第一節 実地調査のためにする土地立ち入りその他の行為

法第十一条の規定による公用制限は、国立公園の実地調査その他調査のため必要な場合に限られる。

国立公園に関して実地調査の必要がある場合とは、国立公園の指定、指定後の区域変更、国立公園計画及び事業の決定、国立公園事業の執行等に関して必要がある場合をいう。国立公園に関係があれば、指定の前後を問わず本条の規定による土地立ち入りその他の行為を行うことができる。

国立公園の実地調査のために行う実地調査とは、測量調査の爲他人が土地に立ち入り、標識を設置し、または木竹その他の障害物を伐採除去することを受忍する義務をその内容とする。そしてこの公用制限の義務者は土地の所有者または占有者である。土地の占有者とは土地の上に地上権、永小作権、地役権、質権の権利を有する者をいう。またこれらの行為を行う権利主体は国立公園の統制管理の主体としての国家、国立公園事業に経営の主体としての公共団体又は私人である。この権利は私人が主体である場合も公法上の権利であって、すなわち国家的な権利が法律を根拠に置く行政行為によって企業者に与えられるのである。国、つまり行政官庁がこの権利を持つのは直接に法律の規定によっているが、公共団体又は私人がこの権利を持つのは法律の根拠に基づく地方長官の許可によるものである。この許可は権利発生条件であり、それが法律の定める場合に該当することを認定し、もって企業者のために使用権を成立させる行為であって、警察許可のように単に禁止を解除する行為ではない。この許可行為によって使用権の範囲、使用すべき土地の区域が定められるのである。

本条の規定する土地立ち入りその他の行為を行う場合においてその行為をおこなう権利者は、あらかじめその旨を土地の所有者または占有者に通知することを要する。そして通知はあらかじめ行えばそれでよく、特に日数の制限はない。この通知義務を行為者に負担させるのは社会秩序上当然である。もしこの通知を行わずに土地立ち入りその他の行為を行う場合は、土地の所有者または占有者には当然にこれを拒否する権利がある。なおこれらの行為を行う場合は、行政官庁にあっては当該係員の身分証明書、公共団体又は私人にあっては許可証を常に携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示する必要があることは施行規則第二十条が規定しているとおりである。

### 第二節 実地調査のためにする土地立ち入りその他の行為による損害賠償

本条のような使用負担の公用制限は土地物件にその負担を課す理由があるわけではなくもっぱら国立公園という公共施設の利益のために課せられるのであるから、本法はこれによって生じる損失に対して完全にこれを補償しなければならないこととしている。補償義務を負うのは行為を行う権利者である。すなわち行為者が行政官庁である場合は国庫、行政官庁でない場合すなわち公共団体又は私人である場合はその者が損害を補償する義務を有する。補償請求権を有するのは土地所有者またはその関係人である。補償すべき損害の範囲は通常生ずべき損害である。通常生ずべき損害の意義は第九条において説明したとおりである。すなわち予見できる損害であって社会通念上普通に生じるはずのものの意味である。補償の手続き、補償の訴えについては、行政官庁の場合にあっては法第九条における国庫補償の手続き、その補償の訴えと同様で、補償金額は主務大臣が決定し、主務大臣の決定に対して不服があるものはその通知を受けた日から三か月以内に通常裁判所に民事訴訟を起すことができる。行政官庁ではない場合の補償金額については、まず行為を行う権利者と土地の所有者またはその他の関係人との当事者間の協議を行うべきであり、協議不調又は協議不能の場合は都道府県知事が裁定する。その裁定に対して不服があるものはさらにその通知を受けた日から三か月以内に通常裁判所に出訴することができることとなっている。そしてその裁定を申請する手続き及び裁定の手続きについては施行規則第二十六条及び第二十七号に規定がある。

## 第十二章 国立公園委員会の組織及び権限

### 第十二条 国立公園委員会ノ組織及権限ニ関スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法においては、内務大臣が国立公園を指定し、国立公園計画及び国立公園事業を決定するにあたっては、その重要性にかんがみ慎重を期すため国立公園委員会の意見を聞くことを必要としている。国立公園委員会は国立公園法においては重要な意義を持つ存在であり法律上の諮問機関でありかつ必要機関である。そしてその組織及び権限に関しては別途勅令を以て定めることとしたのであるが、この勅令である国立公園委員会官制がすでに公布施行されこれに基づく委員の任命も行われた。委員には、宮内、内務、大蔵、文部、農林、通信、鉄道、拓務各省の幹部職員のほか、造園、山林、動物、植物、地質、保健衛生、経済、美術等に関する各専門学者並びに国立公園の発達に関係がある団体又は会社の代表者、新聞界の代表者、国立公園に理解のある民間の有識者を任命し、名実ともに権威ある国立公園委員会が成立したのである。国立公園委員会官制の概略は左のようなものである。

国立公園委員会の組織は会長1名及び委員40名以内より構成するが、特別の事項を調査審議する必要があるときは臨時委員を置くことができる。会長には内務大臣をあて、委員又は臨時委員には関係各省の幹部又は学識経験者の中から内務大臣の要請によって内閣が任命する。委員会の事務処理のための幹事及び書記が置かれている。

国立公園委員会の権限は国立公園法第一条及び第三条の規定によりその権限とされた事項すなわち国立公園の指定、国立公園計画及び国立公園事業の決定について内務大臣の諮問に応じて調査審議することがその主たるものであるが、そのほかに内務大臣をはじめ関係大臣の諮問に応じて国立公園に関する重要な事項を調査審議するとともに、国立公園に関する重要事項について関係各大臣に建議することができるのである。

## 第十三章 訴願

### 第十三条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官庁ノ為シタル処分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニヨリ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ズ

本条の訴願は違法または不当な行政処分によって権利または利益を侵害されたとする場合に上級行政官庁に対しその処分の取り消しを請求することを可能にしたものであって、そのことにより国立公園行政の適正な運用を図ったのである。訴願法は訴願事項について限定主義を採用しているため、別途本法は、本法または本法に基づき発せられる命令に規定した事項について行政官庁が行った処分に関してひろく救済の道を開くこととした。ただし法第九条の規定による禁止、制限または措置命令の場合における損害補償金額の決定及び第十一条の規定による土地立ち入りその他の行為における損害補償金額の決定又は裁定については訴願を行うことを不能とした。(法第九条第四項、第十一条第四項、第五項)これは司法裁判所と行政官庁との間の権限の重複を避けるためである。

行政処分が違法でこれによって権利を侵害された場合は、当事者は本条の訴願と次条の行政訴訟とのどちらを選択するのも法理上自由であるが、いずれか一方に限ることになければ権限の重複となり国家意思の矛盾を招く恐れがあるので、これを避けるため、次条によって行政訴訟を提起しうる場合すなわち違法処分により権利を侵害されたとの主張の場合は本条の訴願をできないこととしたのである。

## 第十四章 行政訴訟

### 第十四条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官庁ノ為シタル違法処分ニ因リ権利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

本条は違法の行政処分により権利を侵害された場合、行政裁判所にその取り消しを請求することを可能とした規定であって、第十三条とあいまって私人の権利保護に万全を期したのである。但し法第九条の規定による禁止、制限または措置命令の場合における損害補償金額の決定及び第十一条の規定による土地立ち入りその他の行為における損害補償金額の決定又は裁定については訴願と同様、行政訴訟を提起することを不能とした。(法第九条第四項、第十一条第四項、第五項)

## 第十五章 罰則

第十五条 第八条第二項ノ規定、同条同項ノ許可ニ付シタル条件又ハ第九条第一項ノ命令若ハ処分ニ違反シタル者ハ二百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

国立公園法は国立公園の保護開発に関する規定を包含するものであって、開発施設すなわち公園の利用施設の遂行については事業計画の決定、事業の執行等すべて促進行政の範囲に属し、その罰則を定める必要はないのであるが、公園の保護利用の統制に関する公用制限の規定は、警察規則に類似する性質を持っているので、この規定の実効を期するため公用制限の義務違反者に対する罰則の規定を設けた。すなわち第八条第二項に規定する許可を受けべき行為を、許可を受けずに行ったもの、もしくはその許可に付された条件に違反した者、または第九条第一項の規定による禁止制限等の命令又は処分に違反した者に対しては、二百円以下の罰金または科料に処することとしたのである。施行規則第十九条および第二十一条の届出制限についても法第九条にいう制限の一つであるから、届出を行わないものはこの公用制限を規定する法規命令に違反するものとして本条の刑罰を科せられる。本条の刑罰は主として保安林における公用制限の違反者に対する罰則(森林法第九十七条)にならったのであるが、本法の公用制限が単に木竹の伐採にとどまらず、各種工作物の築造、水面の埋め立て、干拓、鉱物の採掘等経済的価値の大きい行為を制限することになることを考えると、少々罰則が軽すぎるうらみがある。

註 森林法

第二十六条 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非レバ木竹ノ伐採、傷害、開墾又ハ土石、切芝、樹根、草根、埋木ノ採取若ハ採掘ヲ為シ又ハ家畜ヲ放牧スルコトヲ得ズ

第九十七条 第二十六条ニ違反シ又ハ第三十二条ノ制限若ハ禁止ニ違反シタル者ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス

## 第十六章 職権委任

第十六条 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ規定シタル職権ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

主務大臣の権限は本法に規定してあるが、これらの権限をすべて必ず主務大臣が自ら行うこととするとむしろ不便となる可能性がある。したがって時と場合によっては都道府県知事に委任してその権限の一部を行わせることを可能にし、行政の円滑な運用に備える必要がある。本条はその趣旨に基づき将来の必要に応じるための規定である。

## 第十七章 本法施行の期日

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

この施行期日に関する勅令は昭和6年9月19日に公布され、本法はいよいよ同年10月1日に施行されることとなった。国立公園法に基づき国立公園委員会も設置されるに至ったので今後はまず主要課題である国立公園の指定地の選定及び区域の指定を開始する運びとなるし、国立公園法の効果がいよいよ具体化することはまことに国家のために喜ぶべきことである。(完)

## 附録 関係法規

国立公園法(昭和六年四月一日法律第三十六号)

朕帝國議會ノ協賛ヲ経タル国立公園法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
(総理、大蔵、内務大臣副署)

国立公園法(本文と重複の為省略)

国立公園法施行期日ノ件(昭和六年九月十九日勅令第二百四十一号)  
朕国立公園法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
(総理、内務大臣副署)

国立公園法ハ昭和六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

国立公園施行令(昭和六年九月十九日勅令第二百四十二号)  
朕国立公園法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
(総理、内務大臣副署)

国立公園法施行令

第一条 国立公園事業ノ特許ヲ受ケントスル者ハ左ノ書類及図面ヲ具シ内務大臣ニ申請スベシ

- 一 起業目論見書
- 二 一般平面図
- 三 施設ノ創設ニ関スル経費概算書
- 四 施設ノ経営ニ関スル収支概算書
- 五 其ノ他内務大臣ニ於テ必要ト認ムル書類又ハ図面

第二条 内務大臣ハ国立公園事業ノ特許ニ国立公園計画上其ノ他公益上必要ナル条件ヲ付スルコトヲ得

第三条 国立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者ハ内務大臣ノ指定スル期間内ニ施設ノ供用ヲ開始スベシ  
内務大臣ハ正当ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得

第四条 内務大臣ハ国立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者ニ対シ期間ヲ指定シ工事施行ノ認可ヲ申請セシムルコトヲ得  
前項ノ工事施行ノ認可申請書ニハ左ノ書類及図面ヲ添付スベシ

- 一 工事設計書
- 二 工事設計図
- 三 工事費予算書
- 四 特許ヲ受ケタル者会社ノ發起人ナルトキハ会社設立登記ノ謄本  
第一項ノ認可ヲ受ケタル者ハ内務大臣ノ指定スル期間内ニ工事ニ着手シコレヲ竣工セシムベシ  
前条第二項ノ規定ハ第一項及前項ノ期間ノ伸長ニ之ヲ準用ス

第五条 国立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者第一条又ハ前条第二項ノ規定ニ依ル書類又ハ図面ニ記載セル事項ヲ変更セントスルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六条 国立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者ハ内務大臣ノ許可ヲ得クルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廃止スルコトヲ得ズ其ノ特許ヲ受ケタル者法人ナル場合ニ於テ總會ノ決議又ハ総社員ノ同意ニ因ル解散ニ付亦同ジ

第七条 国立公園事業ノ特許ニ因リテ生ズル権利義務ノ譲渡ニ付テハ内務大臣ノ許可ヲ受クベシ  
国立公園事業ノ特許ニ因リテ生ズル権利義務ノ会社合併ニ因ル承継ニ付テハ合併前内務大臣ノ許可ヲ受クベシ

国立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ相続人ハ其ノ特許ニ因リテ生ズル権利義務ヲ承継ス

第八条 内務大臣ハ国立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者ニ対シ事業ノ状況ニ関シ検査を為シ、報告ヲ為サシメ其ノ他監督上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第九条 左ノ場合ニ於テハ国立公園事業ノ特許ハ当該範囲ニ付其ノ効力ヲ失フ

- 一 特許ヲ受ケタル者会社ニ發起人ナルトキハ施設ノ供用開始期間内(工事施行ノ認可ヲ申請セシムル場合ニ在リテハ其ノ認可申請期間内)ニ会社設立ノ登記ヲ為サザルトキ
- 二 工事施行ノ認可申請期間内ニ其ノ認可ヲ申請セザルトキ
- 三 工事施行ノ認可申請ニ対シ不認可ノ処分アリタルトキ
- 四 事業ノ全部又ハ一部ニ付廃止ノ許可ヲ受ケタルトキ

## 五 事業ヲ営ム法人解散シタルトキ

- 第十条 国立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者法令若ハ之ニ基キテ為ス処分又ハ特許、許可若ハ認可ニ付シタル条件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行為ヲ為シタルトキハ内務大臣ハ特許ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得
- 第十一条 前二条ノ規定ニ依リ国立公園事業ノ特許ノ効力消滅シタル場合ニ於テハ内務大臣ハ特許ヲ受ケタル者ニ対シ原状回復其ノ他必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得
- 第十二条 内務大臣ハ国立公園事業ノ執行ヲ命ゼラレタル公共団体ニ対シ工事施行ノ認可ヲ申請セシムルコトヲ得  
第四条第二項ノ規定ハ前項ノ認可申請ニ之ヲ準用ス  
第一項ノ認可申請書ニ添付シタル書類又ハ函面ニ記載セル事項ヲ変更セントスルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第十三条 行政官庁国立公園事業ヲ執行セントスルトキハ内務大臣ニ協議ヲ為スベシ
- 第十四条 左ニ掲グル国立公園区域内ノ国有地ハ之ヲ内務大臣ノ管理ニ移スベシ
- 一 国有林野中国立公園ノ施設ノ敷地及其ノ付属地ヲ包容スル集団施設地区並ニ国立公園事業上必要ナル自動車道路ノ敷地
  - 二 不要存置国有林野ニ属スル土地ニシテ国立公園計画上重要ナルモノ但シ部分林、保管林、委託林、予約開墾地及長期貸付地ヲ除ク
  - 三 前二号ニ掲グルモノノ外雑種財産タル土地但シ所管大臣ニ於テ管理スルヲ必要トスル特別ノ事由アルモノヲ除ク
  - 四 営林財産及雑種財産ヲ除クノ外国立公園計画上重要ナル土地ニシテ内務大臣ノ管理ニ属セシメルヲ適当トスルモノ  
前項ノ土地ハ内務大臣所管大臣ト協議シテ之ヲ定ム  
前二項ノ規定ハ国有財産法施行令第三条ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ
- 第十五条 行政官庁ニ非ザル者ノ管理スル国立公園ノ施設ニ付テハ其ノ管理者管理方法ヲ定メ遅滞ナク内務大臣ニ届出ヅベシ其ノ管理方法ヲ変更シタルトキ亦同ジ  
内務大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ管理方法ノ変更ヲ命ズルコトヲ得
- 第十六条 国立公園法第八条又ハ第九条ノ規定ニ基キ内務大臣ノ許可ヲ受クベキ行為ヲ行政庁ニ於テ為サントスルトキハ内務大臣ニ協議ヲ為スベシ  
国立公園法第九条ノ規定ニ基キ内務大臣ニ届出ヲ為スベキ行為ヲ行政庁ニ於テ為サントスルトキハ内務大臣ニ通知スベシ

## 附則

本令は国立公園法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

国立公園法施行規則(昭和六年九月十九日内務省令第二十五号)

国立公園法施行規則左ノ通定ム

## 国立公園法施行規則

- 第一条 内務大臣国立公園ノ指定ヲ為シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス其ノ区域ヲ変更シタルトキ亦同ジ
- 第二条 左ノ施設ハ国立公園法第二条ノ規定ニ依リ之ヲ指定ス
- 一 自動車、車庫、自動車道其ノ他自動車ニ関スル運輸施設、航空機、格納庫、飛行場其ノ他航空機ニ関スル運輸施設、船舶、埠頭、棧橋其ノ他船舶ニ関スル運輸施設及橋梁
  - 二 水道、下水道、汚物処分施設、医療救急施設、公衆浴場、水泳場及釣魚場
  - 三 博物館、植物園、動物園及水族館
  - 四 造林施設及養魚施設
  - 五 砂防施設及防火施設
- 第三条 内務大臣国立公園計画又ハ国立公園事業ノ決定ヲ為シタルトキハ官報ヲ以テ其ノ要領ヲ告示ス其ノ計画又ハ事業ヲ変更シタルトキ亦同ジ
- 第四条 国立公園事業ノ特許申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ

- 一 会社発起人ニ在リテハ定款
- 二 会社ニ在リテハ定款及会社登記ノ謄本並ニ国立公園事業ニ関スル株主総会ノ決議録又ハ総社員ノ同意書ノ謄本
- 三 会社以外ノ法人ニ在リテハ定款寄付行為又は規約及法人登記ノ謄本並ニ総会ノ決議録ノ謄本
- 四 組合ニ在リテハ其ノ契約書ノ謄本及国立公園事業ニ関スル総組合員ノ同意書ノ謄本

第五条 起業日論見書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 起業ノ種類
- 二 起業ノ目的
- 三 起業資金ノ総額及其ノ出資方法
- 四 施設ノ位置及規模ノ概要
- 五 工事ヲ施行スル場合ニ在リテハ工事ノ概要及工事施行期間
- 六 施設ノ経営期間

第六条 一般平面図ハ起業ノ種類ニ従ヒ縮尺五万分一乃至千分一ノ平面図トシ施設ノ位置及其ノ付近地ノ現況ヲ記載スベシ

第七条 施設ノ創設ニ関スル経費概算書ニハ其ノ総額ヲ測量費、監督費、用地費、土工費、建物費、設備費、総係費、予備費等ノ各項ニ分チ数量、単価及金額ヲ記載スベシ

第八条 施設ノ経営ニ関スル収支概算書ニハ収入及支出ノ総額、内訳並ニ其ノ計算ノ基ク所ヲ示シ且起業資金ニ対スル純益ノ割合ヲ記載スベシ

第九条 工事設計書ニハ工事設計ノ要領、工事施行ノ順序、方法其ノ他工事ノ実施ニ関シ必要ナル事項ヲ記載スベシ

第十条 工事設計図ハ工事ノ種類ニ従ヒ平面図、側面図、断面図、構造図又ハ意匠配色図ニ分チ縮尺二千五百分一以上トス

平面図ハ一般平面図ヲ補足スルモノタルバク平面図、側面図及断面図ニハ工事ノ施行ニ依リ付近地ニ変化ヲ及ボス程度ヲ併セ記載スベシ

第十一条 工事費予算書ニハ第七条記載ノ各項ヲ目ニ分チ各其ノ数量、単価、金額及内訳ヲ示スベシ

第十二条 国立公園事業ノ特許ニ因リテ生ズル権利義務ノ譲渡ノ許可申請書ニハ当事者連署シ左ノ書類ヲ添付スベシ

- 一 譲渡契約書ノ謄本
- 二 譲受人ガ会社発起人ナル場合ニ於テハ定款
- 三 譲渡人又ハ譲受人ガ法人ナル場合ニ於テハ譲渡ニ関スル総会ノ決議録又ハ総社員ノ同意書ノ謄本、組合ナル場合ニ於テハ譲渡ニ関スル総組合員ノ同意書ノ謄本
- 四 譲受人ガ国立公園事業ノ経営者ニ非ザル法人ナル場合ニ於テハ定款、寄付行為又ハ規約及法人登記ノ謄本、組合ナル場合ニ於テハ其ノ契約書ノ謄本

第十三条 前条ノ規定ハ国立公園事業ノ特許ニ因リテ生ズル権利義務ノ会社合併ニ因ル承継ニ之ヲ準用ス

第十四条 国立公園事業ヲ営ム法人ノ解散ノ許可申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ且解散ニ関スル総会ノ決議録又ハ総社員ノ同意書ノ謄本ヲ添付スベシ

第十五条 左ノ場合ニ於テハ国立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者ハ遅滞ナク之ヲ内務大臣ニ届出ヅベシ

- 一 工事ニ着手シ又ハ之ヲ竣工セシメタルトキ
- 二 施設ノ供用ヲ開始シタルトキ
- 三 会社設立ノ登記ヲ為シタルトキ(工事施行ノ認可ヲ申請セシムル場合ヲ除ク)

国立公園事業ノ特許ニ因リテ生ズル権利義務ノ譲渡終了シタルトキハ遅滞ナク当事者連署ノ上之ヲ内務大臣ニ届出ヅベシ国立公園事業ヲ営ム会社ノ合併終了シタルトキ亦同ジ

相続ニ因リ国立公園事業ノ特許ニ因リテ生ズル権利義務ヲ承継シタル者ハ戸籍謄本ヲ添へ遅滞ナク之ヲ内務大臣ニ届出ヅベシ

第十六条 内務大臣特別地域ノ指定ヲ為シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス其ノ地域ヲ変更シタルトキ亦同ジ

第十七条 国立公園法第八条第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ書類及図面ヲ具シ内務大臣ニ申請スベシ

- 一 設計書又ハ施行方法書
  - 二 行為ノ種類ニ従ヒ設計又ハ施行方法ノ表示ニ必要ナル図面
- 設計書又ハ施行方法書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 行為ノ種類
- 二 行為ノ目的
- 三 行為地ノ所在、地目、地番及面積
- 四 行為ノ種類ニ從ヒ工作物(広告物、看板其ノ他之ニ関スル物件ヲ含ム)ノ設計又ハ行為ノ施行方法
- 五 着手及完了ノ期日

第一項ノ書類又ハ図面ニ記載セル事項ヲ変更セントスルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十八条 左ニ掲グル行為ハ国立公園法第八条第二項ノ規定ニ依ル許可ヲ受クルコトヲ要セズ

- 一 井溝、井堰、水樋、水車、風車、水槽等ノ新築、改築又ハ増築
- 二 門、生垣、圍牆、園舎、禽舎等ノ新築、改築又ハ増築
- 三 社寺境内地又ハ墓地ニ於ケル鳥居、燈籠、墓碑等ノ新築、改築又ハ増築
- 四 炭竈、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料溜当ニシテ公道其ノ他公衆ノ自由ニ出入シ得ル場所ヨリ二十メートル以上ノ距離ヲ有スルモノノ新築、改築又ハ増築
- 五 魴、篋、網納屋、漁具干場等ノ新築、改築又ハ増築
- 六 工事用仮工作物(宿舍ヲ除ク)ノ新築、改築又ハ増築
- 七 宅地内ニ於ケル土石ノ採取
- 八 地貌ノ変化ヲ来サザル土石ノ採掘
- 九 宅地内ニ於ケル木竹ノ伐採
- 十 自家用ノ為ニスル木竹ノ択伐(塊状択伐ヲ除ク)
- 十一 桑、茶、楮、三椏、杞柳、桐、果樹其ノ他農業用栽培木竹ノ伐採
- 十二 枯損木竹又ハ危険木竹ノ伐採
- 十三 森林保育ノ為ニスル下刈、蔓切又ハ間伐
- 十四 牧野改良ノ為ニスル荆棘、灌木等ノ除去
- 十五 軒下ニ於ケル広告物、看板其ノ他之ニ関スル物件ノ設置
- 十六 非常災害ノ為ニ必要ナル応急処置
- 十七 施業計画ニ付予メ内務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ施業計画ニ基ク行為
- 十八 特別地域指定ノ際既ニ着手セル行為

第十九条 特別地域内ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スル行為ヲ為サントスル者ハ其ノ行為ノ日ヨリ十四日以前ニ内務大臣ニ届出ヅベシ

- 一 開墾其ノ他土地ノ形質ノ変更
- 二 木竹ノ植栽
- 三 家畜ノ放牧

第二十条 左ニ掲グル行為ハ前条ノ規定ニ依ル届出ヲ為スコトヲ要セズ

- 一 土地ノ掘削、切取、盛土等土地ノ形質ノ変更ニシテ地貌ノ変化ヲ来サザルモノ
- 二 宅地内ニ於ケル木竹ノ植栽
- 三 農業用栽培木竹ノ植栽
- 四 現存木竹ト同一種類ノ木竹ノ植栽
- 五 施業計画ヲ予メ内務大臣ニ届出ケタルトキハ其ノ施業計画ニ基ク行為
- 六 特別地域指定ノ際既ニ着手セル行為

第二十一条 国立公園法第八条第一項ノ規定ニ依リ特別地域ニ指定セラレザル国立公園内ノ地域ハ之ヲ普通地域トス普通地域内ニ於テ国立公園法第八条第二項各号ノ一ニ該当スル行為ヲ為サントスル者ハ其ノ行為ノ日ヨリ十四日以前ニ内務大臣ニ届出ヅベシ

第二十二条 左ニ掲グル行為ハ前条第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ為スコトヲ要セズ

- 一 第十八条第一号乃至第十六号各号ノ一ニ該当スル行為
- 二 施業計画ヲ予メ内務大臣ニ届出ケタルトキハ其ノ施業計画ニ基ク行為
- 三 国立公園指定ノ際既ニ着手セル行為

第二十三条 第十九条又ハ第二十一条第二項ノ規定ニ依ル届出書ニハ設計書又ハ施行方法書ヲ添付スベシ  
第十七条第二項ノ規定ハ前項ノ設計書又ハ施行方法書ニ之ヲ準用ス



第一項ノ設計書又ハ施行方法書ニ記載セル事項ヲ変更セントスルトキハ其ノ行為ノ日ヨリ十四日以前ニ内務大臣ニ届出ヅベシ

第二十四条 国立公園法第十一条第一項ノ行為ヲ為ス者ハ地方長官ノ許可証、同条同項但書ノ行為ヲ為ス当該吏員ハ其ノ証票ヲ携帯シ関係者ノ請求アリタルトキハ之ヲ示スベシ

第二十五条 国立公園法第十一条第四項ノ規定ニ依ル裁定ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書(正副二通)ヲ地方長官ニ提出スベシ

- 一 申請人及相手方ノ氏名、住所又ハ名称、所在地
- 二 請求ノ内容及理由

地方長官申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ送付シ其ノ指定スル期間内ニ答弁書ヲ差出サシムベシ  
指定ノ期間内ニ答弁書ヲ差出サザルトキハ地方長官ハ申請書ノミニ依リテ裁定ヲ為スコトヲ得副本ノ送付ヲ為スコト能ハザルトキ亦同ジ

第二十六条 裁定書ニハ理由ヲ付シ地方長官之ヲ当事者双方ニ送付スベシ

裁定書ノ送付ヲ為スコト能ハザルトキハ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スベシ

前項ノ告示アリタル後七日ヲ経過シタルトキハ裁定書ノ送付アリタルモノト看做ス

第二十七条 国立公園法、国立公園法施行令又は本則ノ規定ニ依リ内務大臣ニ提出スル書類ハ地方長官ヲ經由スベシ但シニ府県以上ニ関スル事項ニ付テハ関係地方長官ノ一ヲ經由シ別ニ其ノ副本ヲ他ノ関係地方長官ニ提出スベシ

附則

本則ハ国立公園法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

国立公園委員会官制(昭和六年九月十九日勅令第二百四十三号)

朕国立公園委員会官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(総理、内務大臣副署)

国立公園委員会官制

第一条 国立公園委員会ハ内務大臣ノ監督ニ属シ国立公園法第一条及第三条ノ規定ニ依リ其ノ権限ニ属セシメタル事項ヲ調査審議ス

委員会ハ前項ノ外関係各大臣ノ諮問ニ応ジ国立公園ニ関スル重要ナル事項ヲ調査審議ス

委員会ハ国立公園ニ関スル重要ナル事項ニ付関係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二条 委員会ハ会長一人及委員四十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三条 会長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ関係各庁高等官又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ内務大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五条 委員会ニ幹事ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六条 委員会ニ書記ヲ置ク内務大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ国立公園法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

土地収用法中改正法律(昭和六年四月一日法律第五十三号)

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル土地収用法中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(総理、内務大臣副署)

土地収用法中左ノ通改正ス

第二条第四号中「索道、」ノ下ニ「専用自動車道、」ヲ「下水、」ノ下ニ「国立公園、」ヲ加フ

附則

本法中専用自動車道ニ関スル規定ハ自動車交通事業法ノ施行ノ日ヨリ、国立公園ニ関スル規定ハ国立公園法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【参照】

明治三十三年法律第二十九号土地収用法抄録

第二条 土地ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノナルコトヲ要ス

(中略)

四 鉄道、軌道、索道、道路、橋梁、河川、堤防、砂防、運河、用悪水路、溜池、船渠、港湾、埠頭、水道、下水、市場、電気装置、瓦斯装置又ハ火葬場ニ関スル事業

(奥付)

不許複製

昭和六年十二月十五日印刷

昭和六年十二月二十日発行

定価金一円二十銭

著者 伊藤武彦

発行者 東京府北豊島郡瀧野川町中里二二六 谷文一

印刷者 東京市京橋区新湊町四ノ一 白柳喜康

発行所 国立公園協会 内務省衛生局内